

上告状兼上告受理申立書

収入 (4万2000円)
印紙

平成25年10月18日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人 宮 部 龍 彦
上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

上告人兼上告受理申立人 宮 部 龍 彦

〒680-1165 鳥取市下味野415-1(住所)

〒680-1417 鳥取県鳥取市桂見665-8 平和開発気付(送達場所)

(電話 090-9121-9967)

(FAX 0857-54-1781)

上告人兼上告受理申立人 宮 部 慎 太 郎

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

被上告人兼相手方 鳥 取 市 長

竹 内 功

公文書部分公開処分取消等請求事件

訴訟物の価格 320万円

ちょう用印紙額 4万2000円

予納郵便切手 7640円

上記当事者間の広島高等裁判所松江支部平成25年(行コ)第6号 公文書開示請求拒否処分取消等請求控訴事件につき、平成25年10月9日下記判決の言渡しを受け、上告人兼上告受理申立人は、平成25年10月11日判決正本の送達を受け

たが、同判決は不服であるから、上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決のうち上告受理申立人敗訴部分破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

- 1 上告状兼上告受理申立書副本 1通